

第 20 回世界歴史都市会議参加者の京都市内視察等に係る業務委託 募集要項

第 20 回世界歴史都市会議参加者の京都市内視察等に係る受託業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、受託希望者からの提案を以下のとおり募集します。

1 趣旨・目的

世界歴史都市連盟は、「保存と開発」という課題の解決を目的とし、歴史都市という共通の絆で結ばれた都市が日常的な交流を促進するための世界的な自治体組織として、平成 6 年 4 月に本市で開催した第 4 回世界歴史都市会議において発足しました（令和 7 年 12 月現在 137 都市（65 箇国・地域）が加盟）。発足当初から京都市長が会長を務めるとともに、事務局も京都市に置かれています。

原則 2 年に一度開催される世界歴史都市会議を通じて、会議ごとに設けられるテーマに基づき各自自治体の取組や施策等を共有するとともに、実地視察やエクスカージョンを実施しています。

第 20 回世界歴史都市会議は、令和 8 年 11 月 10 日から 12 日にかけて姫路市で開催され、エクスカージョンとして、11 月 12 日から 13 日にかけて、会議参加者を対象とした京都市内視察を実施（会議参加者は、姫路市、奈良市、京都市から、エクスカージョン先を選択）し、京都の魅力や京都市における取組について学ぶ機会を提供します。

2 募集趣旨

本市が、同連盟会長都市たるにふさわしい有意義な視察プログラムが提供できるよう、添乗員、通訳者、移動手段の手配、視察先の手配等を委託するものです。

また、関連業務として、第 20 回世界歴史都市会議における京都市代表団の通訳者の手配を委託します。

本業務の実施に当たっては、業務の趣旨を十分理解したうえで、円滑かつ迅速な手配、また急な予定の変更にも対応できる体制が求められるため、手配内容を総合的に審査するプロポーザル方式により相手方を選定します。

3 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 11 月 30 日まで

4 委託業務の内容（詳細は別紙「仕様書」のとおり）

- (1) 添乗員の手配
- (2) 通訳者の手配
- (3) 移動手段の手配
- (4) 宿泊先の手配
- (5) 会食会場・食事の手配
- (6) 視察先の手配
- (7) 第 20 回世界歴史都市会議（姫路市開催）における通訳者の手配

5 予定価格

6,000,000 円

- ※ 上記金額には、消費税及び地方消費税相当額を含むこと
- ※ 上記金額には、委託業務の内容の実施に係る全ての費用を含むこと
- ※ 視察の参加者は、第 20 回世界歴史都市会議への登録が必須条件となっており、登録の際、会議の登録料とともに、京都市内視察の参加費を姫路市が委託する事業者を支払います。
参加費：1 名当たり 40,000 円（税込み）
※宿泊を伴わない場合は 1 名当たり 10,000 円（税込み）
参加費は、上記金額に含まれず、姫路市が委託する事業者より、別途、受託事業者へ支払います。

6 参加資格

以下の全ての要件を満たす者

- (1) 旅行取扱業務全般について全国規模で営業活動を展開している者
 - (2) 京都市内に本社又は事業所を有する者
 - (3) 一般社団法人日本旅行業協会又はこれに準じる団体の会員
 - (4) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者
- ※ 上記(4)に該当しない場合は、次に掲げる資格を有し、かつ、自己を証明する書類を提出する者
- ア 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと
 - イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当し、2 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと
 - ウ 京都市の市税を滞納していないこと
 - エ 京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等又は同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者でないこと
- (5) 参加の申込の日から契約の締結の日までの期間に、京都市から競争入札参加停止措置を受けていないこと

7 資料の提出

- (1) 提出資料
 - ア 参加資格(6の(1)～(5))を証する書類
 - イ 業務委託仕様書の内容を盛り込んだ提案書
- (2) 提出期限
令和 8 年 4 月 13 日(月) 午後 5 時まで
- (3) 提出方法及び提出先
上記期日までに、下記メールアドレス宛て電子データで提出してください。
kokusai@city.kyoto.lg.jp
なお、提出後、別途個別ヒアリングを実施する予定です。
- (4) 注意事項等
 - ア 資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
 - イ 提出物は、提出者に返却しません。
 - ウ 提出物について、本市は審査以外の目的で提出者に無断で使用しません。

エ 本市から提供した文章及び写真等を無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁止します。

8 審査

(1) 審査方法

提出資料を基に、選定委員会において審査を行い、最も高い評価を得た提案を行った者を受託候補者として選定します。

(2) 審査基準

審査は、以下の審査基準に基づき総合的に評価し、順位を決定します。応募事業者が1事業者のみであっても審査を実施し、合計点が45点（配点合計75点）を下回るときは、受託候補者として選定しません。

なお、合計点の最も高い事業者が2社以上になった場合は、選定委員長がそのいずれかを受託候補者に選定します。

<審査基準>

選定基準		評価	配点
(1) 内容 評価	① 添乗員及び通訳者のレベル（語学能力、国際儀礼の習熟度、京都の観光地や歴史に関する知識等）は安心できるものか（配点：5）	優れている。	5点
		満足できる。	4点
		平均的である。	3点
		物足りなさを感じる。	2点
		不安がある。	1点
	② 移動手段及び宿泊場所は適切か（配点：5）	優れている。	5点
		満足できる。	4点
		平均的である。	3点
		物足りなさを感じる。	2点
		不安がある。	1点
	③ 本業務の趣旨を踏まえた会食会場及び視察先が提案されているか（配点：5）	優れている。	5点
		満足できる。	4点
		平均的である。	3点
		物足りなさを感じる。	2点
		不安がある。	1点
	④ 連絡体制及び緊急事態への対応体制は整っているか（配点：5）	優れている。	5点
		満足できる。	4点
		平均的である。	3点
		物足りなさを感じる。	2点
		不安がある。	1点
(2) 見積金額評価（配点：5）	最低価格5点、次点で最低価格との差が5%未満の場合4点、5%以上10%未満の場合3点、10%以上の場合1点		
合計		25点（選定委員3名の合計得点で審査）	

9 審査結果の通知、公表

審査後速やかに、選定結果を全応募事業者に文書で通知します。また、受託候補者の選定後、選定の結果、参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報を公表します。

10 契約の締結

京都市は、受託候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結します。なお、受託候補者との協議が整わない場合、京都市は受託候補者以外の提案者と順次契約に関する協議を行います。

11 問合せ先

京都市総合企画局国際都市共創推進室（担当：白敷、山下）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

電 話：075-222-3072

F A X：075-222-3055

E-mail アドレス：kokusai@city.kyoto.lg.jp